

第 26 条【
，
】

(1) すべて国民は、法律の定めるところにより、その に応じて、 を受ける権利を有する。
(2) すべて国民は、法律の定めるところにより、その する に を受けさせる義務を負ふ。 は、これ を とする。

第 27 条【
及び義務、
の基準、
の禁止】

(1) すべての国民は、 の権利を有し、義務を負ふ。
(2) ，就業時間、休息その他の に関する基準は、法律でこれを定める。
(3) 児童は、これを してはならない。

第 28 条【
】

の する権利及び その他の をする権利は、これを保障する。

第 29 条【
】

(1) は、これを侵してはならない。
(2) の内容は、 に適合するやうに、法律でこれを定める。
(3) は、 の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条【
】

国民は、法律の定めるところにより、 を負ふ。

第 31 条【
の保障】

何人も、 によらなければ、その を奪はれ、又はその他の を科せられない。

第 32 条【
】

何人も、 において を奪はれない。

第 33 条【
】

何人も、 として される場合を除いては、権限を有する が発し、且つ理由となつてゐる する によらなければ、 されない。

第 34 条【
の要件、
に対する保障】

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。又、何人も、 がなければ、 されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその の出席する で示されなければならない。

第 35 条【
】

(1) 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ する場所及び を明示する がなければ、侵されない。
(2) 搜索又は押収は、権限を有する が発する各別の により、これを行ふ。

第 36 条【
の禁止】

による な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条【
の権利】

(1) すべて においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な を受ける権利を有する。
(2) は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、 で自己のために により を求める権利を有する。
(3) は、いかなる場合にも、資格を有する を依頼することができる。 が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条【自己に
，
】

(1) 何人も、自己に を されない。
(2) ，若しくは による 又は長く抑留若しくは された後の は、これを とすることができない。
(3) 何人も、自己に な が本人の である場合には、 とされ、又は 。

第39条【**の禁止,**】

何人も、**の時に**であつて行為又は既に**とされた行為**については、**を問はれない**。又、同一の犯罪について、**て**を問はれない。

第40条【**】**

何人も、**された後,**を受けたときは、**の定めるところにより,**国にその**を求めることができる**。

第41条【**・立法権**】

は,**の**であつて、**の****の**である。

第42条【**】**

は,**及び****の**でこれを構成する。

第43条【**の組織**】

(1) **は,****を代表する選挙された**でこれを組織する。
(2) **の****の****は,****でこれを定める**。

第44条【**の資格**】

の**及びその****の資格は,**法律でこれを定める。ただし、**,**信条、性別、社会的身分、**,**教育、財産又は収入によつて**してはならない**。

第45条【**の任期**】

の**は,****とする**。但し、**の場合には,**その**に終了する**。

第46条【**の任期**】

の**は,****とし,****ごとに****の****を****する**。

第47条【**に関する事項**】

,**の方法その他****の****の****に関する事項は,****でこれを定める**。

第48条【**の禁止**】

何人も、同時に**の**たることはできない。

第49条【**】**

の**は,****の定めるところにより,****から****の**を受ける。

第50条【**】**

の**は,****の定める場合を除いては,****の****されず,****に****された****は,**その**の****があれば,****これを****しなければならない**。

第51条【**・の無責任**】

の**は,****で行つた****,****又は****について,****で責任を問はれない**。

第52条【**】**

の**は,****これを****する**。

第53条【**】**

は,**の****の****を決定することができる**。**の****の****の****以上の要求があれば,****は,**その**を決定しなければならない**。

第54条【**・,参議院の**】

(1) **が****されたときは,****の日から****以内に,****の****を行ひ,**その**の日から****に,****を****しなければならない**。
(2) **が****されたときは,****は,**同時に**となる**。但し、**は,**国に**の必要があるときは,****の**